

黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務委託事業者選定審査会設置要領をここに定める。

令和3年6月4日

黒滝村長 辻村 源四郎

黒滝村要領第6号

(目的)

- 1 黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）は、黒滝村総合計画第1次後期計画策定支援業務に係るプロポーザルにおいて公正かつ合理的に業者選定を行うことを目的とし設置する。

(委員)

- 2 審査会は、次の委員で構成し、副村長を会長とする。

- (1) 副村長
- (2) 総務課長
- (3) 企画政策課長
- (4) 住民生活課長
- (5) 保健福祉課長

(評価の決定方法)

- 3 前項各号の委員は、応募業者から提出のあつた書類を、その提案内容等につき、評価決定基準に基づき評価点を決定する。

(委託先の特定方法)

- 4 前項の合計点数のもつとも高い応募業者を委託先として特定する。ただし、同点となった場合は、見積書の見積合計額が最も安価な応募業者を委託先として特定する。ただし、見積合計額も同額である場合は、委員の合議により委託先を特定する。

(審査会の庶務)

- 5 審査会の庶務は、企画政策課で行う。

(秘密を守る義務)

- 6 審査会の議事内容は公開しない。

- 2 審査会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告)

- 7 会長は、審査会の結果について村長に報告するものとする。

(その他)

- 8 この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、第4項の業者選定を行い、その目的を達成したとき、その効力を失う。